

## 令和4年さぬき市議会第1回臨時会議案

令和4年5月17日提出

### 市長提出議案

- 議案第32号 専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）
- 議案第33号 専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）
- 議案第34号 専決処分の承認について（さぬき市介護保険条例の一部改正）
- 議案第35号 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第36号 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 議案第37号 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第38号 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第32号

専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月17日提出

さぬき市長 大山茂樹

## 専 決 処 分 書

さぬき市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

さぬき市長 大山茂樹

### 記

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

## さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第21項中「附則第15条第35項」を「附

則第15条第34項」に改め、同条第22項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条中第24項を第25項とし、第23項を第24項とし、第22項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第8項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさぬき市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第33号

専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月17日提出

さぬき市長 大山茂樹

## 専 決 処 分 書

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

さぬき市長 大山茂樹

### 記

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

## さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のさぬき市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第34号

専決処分の承認について（さぬき市介護保険条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月17日提出

さぬき市長 大山茂樹

## 専 決 処 分 書

さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

さぬき市長 大 山 茂 樹

### 記

さぬき市介護保険条例の一部改正について

さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

## さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例

さぬき市介護保険条例（平成14年さぬき市条例第131号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 35 号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 17 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「新給与条例」という。）第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及びさぬき市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第24条第4項から第6項まで若しくは第30条第1項から第3項まで若しくは第6項又はさぬき市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年さぬき市条例第35号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
    - ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
    - イ 新給与条例第24条第2項に規定する管理監督職員（次号イにおいて「管理監督職員」という。） 107.5分の15
  - (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
    - ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 管理監督職員 62.5分の10

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第36号

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部改正について

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙  
のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条  
第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年5月17日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成14年  
さぬき市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の165」を「100分の160」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後のさぬき市議  
会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」  
という。）第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末  
手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支  
給された期末手当の額に165分の10を乗じて得た額（以下この項において「調  
整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上と  
なるときは、期末手当は、支給しない。
- 3 令和4年6月に支給する期末手当に関する改正後の条例第9条第1項又は第2  
項の規定の適用については、これらの規定中「前条第2項の規定による期末手当  
の額」とあるのは、「さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関  
する条例の一部を改正する条例（令和4年さぬき市条例第 号）附則第2項の  
規定による期末手当の支給額」とする。  
（規則への委任）
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め  
る。



議案第 37 号

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 17 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例(平成14年さぬき市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の160」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後のさぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に165分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第38号

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年5月17日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年さぬき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の160」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後のさぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第6条第2項から第4項まで及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に165分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。